

平成28年第3回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 11月29日（火）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・議案の上程（第62号～第69号）	5
・議案に対する質疑	7
・議案の委員会付託	9
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	10
議案第62号 専決処分の承認を求めることについて	10
議案第63号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第64号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第65号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第66号 平成28年度粕屋町一般会計補正予算について	14
議案第67号 平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	14
議案第68号 平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	14
議案第69号 平成28年度粕屋町介護保険医療特別会計補正予算について	14
・閉 会	18

平成28年第3回（11月）

粕屋町議会臨時会

平成28年11月29日（火）

平成28年第3回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年11月29日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案の上程
- 第4. 議案に対する質疑
- 第5. 議案の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美 副町長 吉武信一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
総 務 課 長	山 本 浩	学校教育課主幹	黒 田 道 明
協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦	経営政策課長	今 泉 真 次
収 納 課 長	石 川 和 久	税 務 課 長	関 博 夫
給食センター準備室長	石 山 裕	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	神 近 秀 敏	健康づくり課長	中小原 浩 臣
介護福祉課長	八 尋 哲 男	総合窓口課長	藤 川 真 美
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課係長	川 崎 真由美
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、理事者側におかれましては、教育委員会、大石事務局次長兼学校教育課長は県教育委員会学校訪問対応のため、また堺子ども未来課長は県の会議出席のため欠席届が提出されており、代わりに黒田主幹並びに川崎係長が出席をされております。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、10番長義晴議員、及び12番本田芳枝議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に提出された議案は8件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

本日、平成28年第3回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中を全員のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

す。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、条例の改正が3件、平成28年度補正予算が4件、以上8件でございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第62号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。平成29年4月に供用開始を予定しております粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業に関連いたしまして、前面の町道、向川原二線、道路改良舗装工事を発注するに当たり、工事の施工上、舗装工事分を繰越明許とする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになりましたので、平成28年9月30日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

当該道路の工事請負契約は、指名競争入札により平成28年度分と平成29年度分を一括して契約しています。主な施行内容といたしましては、工事延長は180メートルであり、平成28年度中に舗装工事以外の道路改良工事を行い、平成29年度に現給食センターを取り壊した後、舗装工事を行うものでございます。

次に、議案第63号は粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして11月16日可決成立いたしましたので、国家公務員の給与改定に準じまして一般職の職員給与を改定するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、官民給与の較差0.17%を解消するため、第1に若年層を中心に給料月額平均0.2%引き上げるものでございます。第2に、期末勤勉手当、ボーナスの支給月数を年間4.2月分から4.3月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものでございます。第3に、扶養手当制度の見直しに準じ、段階的に配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

続きまして、議案第64号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号は粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第64号と第65号は、期末手当に関する同じ内容の改正でございますので、一括して提案をさせていただきます。

人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして、期末手当の支給月額を現行の3.15月分から3.25月分へ、0.1月分の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第66号は平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,820万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を143億2,213万4,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を2,820万6,000円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額及び精査による減額であり、主なものといたしましては総務費を523万円、民生費を1,684万6,000円、教育費を363万円減額するものでございます。

次に、議案第67号は平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億4,376万3,000円とするものでございます。今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の増額及び精査による減額でございます。

次に、議案第68号は平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,486万6,000円とするものでございます。今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の増額及び精査による減額でございます。

次に、議案第69号は平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。今回は、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,291万6,000円とするものでございます。今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の増額及び精査による減額でございます。また、既定の介護サービス勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,738万1,000円とするものでございます。今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案の第63号ですが、13ページに、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例というところの第3条の冒頭に、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間について、この手当等のことについての変更というふうはこの説明では受けるんですが、これ一遍で、一度で1人につき6,500円配偶者手当を引き下げる、そして子どもの扶養手当を1人1万円引き上げるというのが一度ですのか、

この間になが明確になっていないですが、その点について説明を。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今回の扶養手当の改定におきましては、段階的に改定を行うということになっております。平成30年には配偶者の扶養手当については6,500円、子の扶養手当については1万円ということになっておりますが、平成29年度におきましては配偶者については1万円、子については8,000円ということで、段階的な措置をとるための条例の内容となっております。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

ほかに。

◎9番（田川正治君）

先ほど説明がありました、この人件費に伴うマイナスということで2,824万6,000円を繰り越しかから減らすという金額になるということですが、全体として公務員のベースアップということが言われている中でこの人件費マイナスというのは、先ほど説明があった配偶者控除の問題が関連するということですが、全体としては配偶者控除を減らした場合でも子どもの手当が増えるから総枠としては変わらないというふうなことを聞いておるんですが、粕屋町の場合はこれが減額されるということについてはどういう内容によるものか、説明を。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

予算の減額につきましては、人件費の、もともと予算の精査による減額分を含んでおりますので、人勧によるものではございません。人勧では増額になっておりますが、人事院の精査により、人件費の精査により減額している分がございますので、総額で2,000万円超の減額になってるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

人勧だけに関するものじゃないということのようでございますが。

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

追加でご説明させていただきます。

今回の人事院勧告で扶養手当のほうの改定が29年度についても行われますが、見込みとして平成29年度の扶養手当におきます予算額といたしましては69万円ほど逆

に増額するというような見込みで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ちょっと疑問に思うところがあるんですが、そしたら最初の当初の予算が、ちょっと人件費関係は余分に見積もってたということになるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員は、これ総務常任委員会付託でございますが。

◎4番（川口 晃君）

そうしたら、そこでやってもいいです。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

当初予算におきましては、定年退職者とかを含んだところでそのままを人件費を上げております。それと、新人の分も計上しております。あと、人勧に対するものも含んでおりますので、ちょっと多目にはなっておると思います。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました63号議案から65号議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、62号議案専決処分の承認及び66号議案から69号議案の平成28年度補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に久我純治議員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員であります。

ただいまから各委員会審議のため本会議を暫時休憩いたします。委員会審議が終了次第本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは休憩いたします。

(休憩 午前9時47分)

(再開 午前11時30分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

議案第62号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

平成28年第3回粕屋町議会臨時議会において、特別予算委員会に付託を受けました議案第62号は、専決処分の承認を求めることについてです。委員会での審議の経過と結果につきまして報告いたします。

本議案は、学校給食調理場建設においてに関連する道路を整備する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年9月30日に専決処分をしたことを、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を得るために議会の議決を求められたものです。今回の主な内容は、学校給食センター調理場内の道路整備180メートルを、現給食センターを取り壊した後、舗装工事を平成29年度に行うためです。28年度、29年度分を一括して指名入札し、9社で行い、税込み2,700万円で工事請負契約を締結したものです。なお、繰越明許費277万2,000円です。

当委員会では慎重に審議した結果、全員の賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

議案第63号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第63号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、平成28年11月16日の参議院において、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が可決成立したことにより、国家公務員の給与改定に準じて粕屋町一般職の給与を改定するものであります。今回の改正の中身は、官民給与格差を解消するために若年層を中心に給与月額を平均で0.2%引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を年間4.2カ月から4.3カ月へ0.1月分の引き上げ改定を行うものであります。また、扶養手当制度の見直しに準じ、段階的に配偶者に係る手当1万3,000円を半額に引き下げ6,500円とし、1人につき6,500円であった子に係る手当額を1万円に引き上げるものであります。ただし、扶養手当に関しましては平成29年4月1日から平成30年3月31日まで特例を設け、段階的に実施するものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第64号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結

果につきましてご報告いたします。

さきに述べました人事院勧告に基づく特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして、期末手当の支給月数を現行の3.1月分から3.25月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決いたしました。

議案第65号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、本件に関し委員長の報告を求めます。

八尋議会運営委員会委員長。

（議会運営委員長 八尋源治君 登壇）

◎議会運営委員長（八尋源治君）

ご報告いたします。

議案第65号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。付託を受けました議会運営委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴う特別職の国家公務員の給与改定に準じて、粕屋町議会議員に支給される期末手当の支給割合を改正するためであります。改正の概要、期末手当の支給月数を現行の3.15月分から3.2月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものであります。

当委員会では慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（議会運営委員長 八尋源治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

どうぞ。

◎議会運営委員長（八尋源治君）

自分では3.15月分から3.25月分へと、3.2と報告しておりましたけども、3.25と訂正させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

以上の訂正のとおり議事録にはしかと書いておきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号平成28年度粕屋町一般会計補正予算について、議案第67号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第68号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第69号平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

議案第66号は、平成28年度一般会計補正予算についてです。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。審議の中身については、全員の審議でしたので、概略のみを報告いたします。

今回の主なものは、職員給与手当等の確定により減額が生じ、財政調整基金の繰り入れを減額するものです。歳入歳出それぞれから2,820万6,000円を減額し、143億213万4,000円とするものです。

当委員会で慎重に審議した結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

議案第67号は、平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてです。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果について報告いたします。審議の経過につきましては、これも全議員での審議でしたので、結果のみを報告いたします。

職員給与手当等の確定により減額するものです。歳入歳出それぞれ71万円を減額し、歳入歳出総額を44億4,376万3,000円とするものです。

当委員会で慎重に審議しました結果、原案のとおり全員賛成で可決すべきことを決しましたことを報告いたします。

議案第68号は、粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。審議の経過につきましては、これも全議員の審議でしたので、結果のみをご報告いたします。

総務費において、職員給与手当等の確定により、一般会計より繰り入れを行うものです。歳入歳出よりそれぞれ4万円を追加し、歳入歳出総額4億7,486万6,000円とするものです。

当委員会で慎重に審議した結果、原案のとおり全員賛成で可決すべきことを決しましたことを報告いたします。

議案第69号は、粕屋町介護保険特別会計補正予算です。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。審議の経過につきましては、これも全議員での審議でしたので、結果のみをご報告いたします。

介護サービス勘定では、総務費において職員給与手当の確定により4万円を増額し、歳入歳出総額を1,738万1,000円とし、介護事業勘定では、総務管理費や地域支援事業費の減により143万円を歳入歳出よりそれぞれ減額し、歳入歳出総額22億7,291万6,000円とするものです。

当委員会で慎重に審議した結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第3回粕屋町議会臨時会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました案件につきましては、全会一致でご賛同いただきまして、議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今後とも町政運営につきましては町議会議員の皆様のご理解とご協力のもとに、町民の福祉の向上また町政の発展に最大限の努力をする所存でございますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

12月2日から12月議会が始まります。一夜ごとに寒さを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては十分にお体をご自愛いただき、公私ともにご活躍されますことをご祈念申し上げまして挨拶いたします。本日はありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、平成28年第3回粕屋町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成28年第3回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前11時52分）

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 長 義 晴

署名議員 本 田 芳 枝